

パナソニック 国内旅行プラン



■周辺のご案内



志摩スペイン村

海と太陽の楽園、人と自然の調和をテーマに、人気者のラッコやジュゴンをはじめ、約850種の海の生物が見学できるビッグスケールの水族館。



鳥羽水族館

江戸時代から明治の伊勢路の代表的な建築物を移築・再現。風情溢れる土産物店などが軒を連ねる。



三キモト真珠島

江戸時代から明治の伊勢路の代表的な建築物を移築・再現。風情溢れる土産物店などが軒を連ねる。



二見浦

緑結びを揺る人々で賑わう、大小の石が並んだ夫婦岩。夕日を背に浮かび上がる情景は幻想的。



伊勢神宮

20年に1度の「式年遷宮」(平成25年)を前に伊勢地区では「お木曳行事」(平成18年〜)など数々の行事が予定されています。

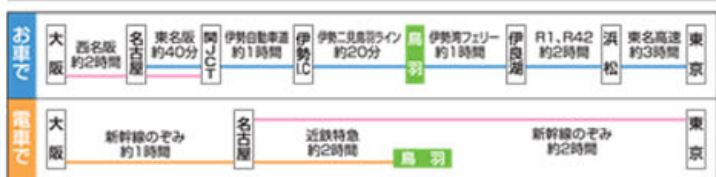


おかげ横丁

■伊勢・鳥羽観光モデルコース

コース(伊勢市内~伊勢市内)	所要時間
伊勢市内-伊勢神宮-外宮-伊勢神宮-内宮(皇大神宮)-伊勢市内	2:00
伊勢市内-伊勢神宮-外宮-神宮御古館-伊勢神宮-内宮-おはらい町-おかげ横丁-二見浦、二見玉神社、夫婦岩-伊勢市内	4:30

■交通のご案内



伊勢・鳥羽

湯めぐり海百景 鳥羽シーサイドホテル

〒517-0021 三重県鳥羽市安楽島町1084番地
TEL.0599-25-5151(代) FAX.0599-25-6552
<http://www.tobaseasidehotel.co.jp/>



外観

窓を開けるとすぐ前に広がる海。

4施設で構成される、眼前に本物の自然が広がるリゾートです。すべての客室、さらにはレストランなどの客席まで、あらゆる場所から名勝錦ヶ浦の絶景が一望できます。

料金	宿泊日	2名様1室利用	休前日利用料金
A	1/10~12/29	24,000円	28,000円 (2名様1室利用)
除外日	1/1~1/9、8/7~8/17、12/25~31		

■夕食は料亭個室となります。
朝食はレストラン(バイキング)となります。
※上記代金は大人一名あたりの代金です。
※サービス料は含まれています。
※消費税は別途必要となります。
※入浴税お一人様150円が別途必要となります。



天空のプロムナード アクアプール(シーガル)

- 募集型企画旅行契約
この旅行は(株)日本トラベランド 観光庁長官登録旅行業732号(以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によりします。
- 旅行のお申し込み及び契約成立時期
(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払の滞りなく引かさせていただきます。
(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。
(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
(4) お申込金(おひとり)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

- 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目に当たる日より前(お申し込みが開始の場合は当社が指定する期日まで)にお支払下さい。
- 取消料
(1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取引料として申し受けます。
※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更についても、全体に対する取消料のみならず、取消料の対象となります。

契約の解除の日	取消料(お1人様)
1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- 旅行条件書(要旨) お申込みの際は、別途お渡しする旅行条件書をお読みになり、ご確認の上お申込みください。
- (2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 1. 契約内容の重要な変更が行われたとき
 2. 前項に基づき旅行代金が増額決定されたとき
 3. 天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれがあるとき
 4. 当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終工程表を交付しなかったとき
 5. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記された旅行実施が不可能となったとき
- 当社による旅行契約の解除及び履行中止
(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかつたときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の滞り料をお支払いいただきます。
(2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 1. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 2. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあることが認められたとき
 4. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 5. お客様の人数が契約書面に記載した最少旅行人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰りの旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知をいたします。

- 6. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあるとき
- 7. 天災地変、騒動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に帰せしめられない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれがあるとき
- 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の滞り・料金(注釈のないウエッジ/ミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人費用は含まれません。)
- 特別補償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約特別補償規程に基づき、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人費用は含まれません。)
- 旅行条件書管理番号
この旅行条件書の管理番号は2009年4月1日です。旅行代金は、2009年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用税額等に基づいて算出しています。

●お問い合わせ・お申し込みは 旅行企画・実施 **株式会社日本トラベランド**

詳しくは右記電話までお問い合わせください。 ☎ 053-454-1122

年中無休/AM10:00~PM6:00 (お申し込みに関する詳細は別途ご案内します)

観光庁長官登録旅行業第732号
浜松支店: 〒430-0933 静岡県浜松市中区鏡台2番地の11 総合旅行業務取扱管理者: 斉藤 豊美

「地球にやさしい旅人宣言」
—自然や文化遺産を大切に—

(社)日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会 会員